

いじめ防止対策基本方針

廿日市市立宮内小学校

はじめに

いじめは、人間として絶対に許されない卑劣な行為である。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または、身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

そこで、いじめの問題の解決に向け、いじめ防止等の方向性を示す「いじめ防止対策基本方針」を定める。

1 いじめの定義等

いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

いじめの態様

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、持ち物を壊されたり、捨てられたりする。
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

いじめの構造

いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つ。日本のいじめの多くが同じ学級の児童同士で発生することを考えると、教室全体にいじめを許容しない雰囲気が形成され、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが望まれる。

2 いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめの定義や、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないように、4つの視点で、計画的、体系的、組織的にいじめ防止対策に取り組む。

(1) いじめの未然防止

「いじめは命に関わる重要な課題である」との認識の下、「いじめをしない」、「いじめを許さない」、「いじめを自ら解決しようとする」児童を育成する取組を行い、教育活動全体を通じて、人と人が触れ合い、多様な体験を通して豊かな人間性を培う全人教育の充実に努める。

(2) いじめの早期発見・早期対応

児童が発する小さなサインを見逃さないよう努めるとともに、児童が相談したいという信頼関係を築いていく。また、普段から個々の教職員が情報収集を行うことに加え、定期的なアンケート調査や教育相談等を行うことにより、児童がいじめを訴えやすい環境を整え、日常的にささいな兆候を見逃さず、早い段階で的確に対応する。

(3) いじめへの対処

教職員が一人で抱え込むことなく、学校に設置するいじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」に迅速に報告し、校長のリーダーシップの下、全教職員が児童を守りきるという立場に立ち、組織的な対応を行う。

(4) 学校・家庭・地域等との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、廿日市市・廿日市市教育委員会・学校・家庭・地域・関係機関等がより一層連携・協力し、児童を見守るサポート体制を構築する。

3 校内体制づくり

- (1) 「いじめ防止対策委員会」を設置（法第22条）し、教職員がチームで対応し、多面的にアセスメントできる体制を整備することで、いじめの防止等のための対策を実効的に行う。構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、その他校長が認める者とする。
- (2) いじめへの対応は、一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、組織的に行う。また、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について全ての教職員で共通理解を図る。

- (3) いじめがあった場合には、市教育委員会に報告するとともに、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師等、外部の専門家を招聘して対応する。

4 いじめ問題への対策

(1) いじめの未然防止・・・「自己有用感の育成」

取組を常に見直し、年間を通して意図的・計画的・継続的に取り組む。学校の教育活動の大部分を占める授業及び学級集団づくり、異年齢集団での交流活動、行事等を通し、自己有用感を育てる。その際、次の点に留意して指導を行う。

- ① 予め、目標やめあてをもたせ、取組やその結果を適切に評価する。

「いつ、どんな言葉で、どのように」

- ② 児童同士で評価し合う機会を設定し、具体的な評価の仕方を指導する。

「いつ、どんな言葉で、どのように」

- ③ 児童が主体的に取り組む工夫をする。

「やらせるのではなく、やる気にさせる」

- ④ 情報（よい面や行い、出来事）は、多方面から集めて効果的に伝える。

「広く集めて、分かりやすく伝える」

(2) いじめの早期発見・早期対応

- ① 朝・帰りの会や授業中などの観察（いじめチェックリストの活用）

- ・健康観察のときの声、表情（担任が名前を呼び、表情等確認する）
- ・学習中や休憩時間後の様子
- ・小さな気付きを大切に、教職員同士で日々連携する。

- ② いじめアンケートの実施（児童・保護者対象）

- ・各学期1回（6月・・・児童 10月・・・児童・保護者 2月・・・児童）

- ③ 個人面談の実施（児童対象）

- ・各学期1回 個人面談週間の設定（6月、10月、2月）

- ④ アセスの実施（児童対象）

- ・年間 2回実施（5月、10月）

- ⑤ 「いじめ・体罰・セクハラ相談窓口」「こころの相談日」の児童・保護者への周知

- ⑥ 携帯電話やスマートフォンの正しい使い方について、児童だけでなく保護者にも周知する。学級懇談会等で全学級に「我が家のルール作り」を呼びかける。

(3) いじめへの対処と留意点

- ① いじめの疑いのある事案を発見した場合は、被害児童の安全を確保するとともに、学年主任・生徒指導主事に報告し、必要に応じて校長に報告する。
- ② 校長は、いじめの疑いの事案について報告を受けた場合は、「いじめ防止対策委員会」を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、いじめの認知、その後の対応方針を決定する。
- ③ いじめられた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- ④ いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら、家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ⑤ 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- ⑥ 校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。
- ⑦ いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。
- ⑧ 「生徒指導上の諸課題対応記録」に記録し、児童支援ファイル（黒）に綴じる。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義（法第28条）

重大事態

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合等）。
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する）。

※児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への対処

学校で重大事態が発生した場合には、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守る立場に立って事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、同様の事態の再発を防ぐための調査を実施する。

調査を実施するに当たっては、調査の内容を、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。

(法第28条第2項)

ア 学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長に、事態発生について報告する。

(法第30条第1項)

イ 学校は、「いじめ防止対策委員会」を母体にプロジェクトチームを設置し、教育委員会の指導の下、関係者への聴き取り調査、アンケート調査の実施、その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための初期調査を行い、その結果を教育委員会に報告する。(法第28条第1項)

令和7年度いじめ防止のための年間計画

月	おもな学校行事	いじめ防止対策委員会 (毎月第3火曜日)	未然防止・早期発見 のための取組	保護者・関係機関 との連携
4	始業式 入学式 参観日・懇談会 1年生を迎える会・ 遠足	いじめ防止基本方針策 定 いじめ防止対策委員会	校内研修 「いじめ防止基本方針について」 校内研修 「児童理解について」	学級懇談会 教育相談(希望者) こころの相談日
5	「命の大切さについ て考える日」	いじめ防止対策委員会	校内研修「児童理解について(各 学級より全校共通理解)」 アセスの実施(1回目)	こころの相談日 スクールカウンセラー相談
6	参観日・懇談会	いじめ防止対策委員会	道徳4・6年「携帯・スマホの正 しい使い方」 いじめ・体罰等アンケート(1回目) 教育相談週間	学級懇談会 幼保小連携 こころの相談日 スクールカウンセラー相談
7	終業式 個人懇談会	いじめ防止対策委員会 1学期のまとめ 2学期の方針の決定	校内研修「自己有用感について」 アセスの分析	個人懇談会 幼保小連携 こころの相談日 スクールカウンセラー相談

8		いじめ防止対策委員会	校内研修：スクールカウンセラー 校内研修「アセスについて」 「児童理解について」	3校連携
9	始業式	いじめ防止対策委員会		こころの相談日 スクールカウンセラー相談
10	修学旅行	いじめ防止対策委員会	アセスの実施（2回目） いじめ・体罰等アンケート （児童・保護者）（2回目）	幼保小連携 こころの相談日 スクールカウンセラー相談
11	運動会 野外活動	いじめ防止対策委員会	教育相談週間	こころの相談日 スクールカウンセラー相談
12	いじめ防止対策推進 月間 終業式 個人懇談会	いじめ防止対策委員会 2学期のまとめ 3学期の方針の決定	いじめ防止対策推進月間の取組 アセスの分析	こころの相談日 スクールカウンセラー相談
1	始業式 参観日 入学説明会	いじめ防止対策委員会	校内研修「児童理解について」	幼保小連携 こころの相談日 スクールカウンセラー相談
2	参観日・懇談会 6年生を送る会	いじめ防止対策委員会	いじめ・体罰等アンケート（3回目） 教育相談週間	学級懇談会 幼保小連携 こころの相談日 スクールカウンセラー相談
3	卒業証書授与式 修了式	いじめ防止対策委員会 年間のまとめ 次年度の方針		こころの相談日